

## 内部環境監査

### 1 内部環境監査の概要

#### (1) 目的

KYOMSが適切に実施・維持管理されているかを確認し、不適合事項等の改善を図るとともに、他所属の良い取組事例を共有することにより、KYOMSの定着及び継続的な改善に取り組み、市役所における事業活動の環境負荷低減を図る。

#### ア 局区等内点検

局区等環境マネジメント実行責任者（局区等庶務担当部長等）の指示の下、局区等環境マネジメント運用管理調整役（局区等庶務担当課長等）が自らの局区内の所属について自己点検を行う。

なお、実施結果については、[資料4](#)に記載

#### イ 局区等間監査

局区等から選出された内部環境監査員が他の局区等を監査する。

なお、実施結果については、[資料5](#)に記載

#### (2) 監査基準

適合：KYOMSが正常に運用されている

改善事項：KYOMS運用からは逸脱していないが、将来的に逸脱するおそれがある

不適合事項：KYOMSが機能していない